2. 製品を使用する前に、「取扱説明書」を必ず読んで正しい使用方法で使用しましょう。正しい手入れの仕方を確認しておくことも大切です。また、「取扱説明書」は必要な時に直ぐに出せるように保管しましょう。
3. 「取扱説明書」に書かれた手入れの仕方で手入れし、長期間使用する製品は、定期的に安全点検をしましょう。
4. 使用中、異常を感じたら、自分で勝手に判断せず、販売店やメーカーに相談しましょう。

**事故にならないまでも、ヒヤリとした、ハッとしたなど、
事故寸前の体験は、重大事故につながるかも知れません。
このヒヤリハット情報は、製品事故未然防止のために、
販売店やメーカー、また消費者行政センターにも届けて下さい。**

5. 日頃から、リコール情報に関心をもち、リコールされている製品は直ちに使用を中止し、メーカーや販売店が行う無償修理や回収に協力しましょう。

製品事故にあってしまったら

ご連絡ください

1. 身体に被害があれば、直ぐに医療機関で診断、治療をしてもらいましょう。その際、事故にあった時の状況を詳しく伝えておくことも大切です。
2. 事故の原因になった製品やその周辺の状況を、写真を撮っておくなどして、事故の状況、日時、場所を記録しておきましょう。製品や記録を警察や消防署、事業者に引き渡す時は、預かり証をもらいましょう。
3. なるべく早く公的機関に通報しましょう。消費者行政センターでは、重大事故情報を速やかに消費者庁に届けることになっています。製品事故の解決は、製造者や販売店と話し合うことが基本ですが、事故原因に納得できない時は、消費者行政センターから、テスト機関等にテスト依頼することもできます。また、製品の欠陥が原因で、身体や財産に損害を被った場合は、製造物責任法（ＰＬ法）により、損害賠償を請求することも出来ますので弁護士に相談して下さい。

製品の安全を守るマークを知っておきましょう

商品を選択する際は、安全を守るマークを確認して、安全性の高い製品を購入しましょう。

国が定めた安全マーク

**国が定めた技術上の基準に適合した旨の
下記のマークがないと販売できません**

平成23年10月1日現在

消費生活用製品安全法				電気用品安全法			
PSCマーク				PSEマーク			
PS C 対象製品 4品目	乳幼児用ベッド、 携帯用レーザー応用装置、 ライター、 浴槽用温水循環器	PS C 対象製品 6品目	登山用ロープ、 家庭用圧力なべ及び圧力がま、 乗車用ヘルメット、 石油給湯器、 石油ふろがま、 石油ストーブ	PS E 対象製品 115品目	電気温水器、 電気がま、 電動式おもちゃ、 自動販売機等	PS E 対象製品 339品目	電気こたつ、 電気がま、 電気冷蔵庫、 電気かみそり等

民間団体が定めた安全マーク

**それぞれの団体の安全基準に適合しているマークです。
ＳＧマーク貼付製品の欠陥で人身事故があった場合は、補償が受けられます。**

平成23年10月1日現在

ＳＧマーク（財）製品安全協会		ＳＴマーク（社）日本玩具協会		ＳＦマーク（社）日本煙火協会		ＢＡＡマーク（社）自転車協会	
	協会が定めた安全基準に適合していると認められた124品目に付与される	ST	14歳までの子供が遊ぶおもちゃの形状、強度、材料の安全性について検査したものに付与される	SF	協会が行う検査に合格したおもちゃ花火に付与される	BAA 安全・環境基準適合車 BICYCLE ASSOCIATION(JAPAN) APPROVED B-00000000	協会が定める「自転車安全基準」に合格した自転車に付与される